

(その 126) 安価でもっと多くの公営住宅を (2016.3)

1月初旬、日進町の市営住宅に住むSさん親子が相談センターに、「昨年まで家賃が7万1500円でしたが大学院生の息子が学費を払うためにアルバイトを始めたらその収入が合算されて今年の4月から8万3800円に引き上げに、また収入超過のため移転することも考えてくださいとの通知が来ました。とても払えませんし転居もできません何とか・・・」という相談でした。

市営住宅の管理を引き受けている住宅供給公社に同行して説明を求めたところ「規定では学費が高いからと言っても控除の対象にはならない。市営住宅はもともと低所得者用に作られているので、控除後の月収31万3千円以上の高額所得者は即退去の対象であり、月収15万8千円以下の一般世帯は3年過ぎると収入を調査してオーバーすると、近傍同種家賃(周辺の家賃相場)に近づけるために段階的に値上げをしてゆくことになっています」「収入超過の世帯への転居準備は努力規定ですから即退去にはなりません」との説明でした。

Sさんは納得したわけではありませんが、所長が「ヨーロッパでは住宅は福祉という理念で住宅の60%以上が国・県・市の公営住宅であり家賃は収入の1割以下が原則です。日本では住宅は利潤の対象で大手マンション業者が横行し、公営住宅が極端に少なく家賃は収入の4割ぐらいになっています。そのため教育や文化に使うお金がない教育後進国です。

国・県・市に対してドンドン要求して政治を変えることが必要です」との説明にSさんは「判りました協力します」とともに、家賃を払うためにパートに出て働くことになりました。